

○電波法施行規則第六条第四項第二号の規定に基づく特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（平成元年郵政省告示第四十二号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第四項第二号の規定に基づき、特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を次のように定める。

特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。

一〇十一 (略)

十二 ミリ波画像伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して画像伝送を行うことをいう。）用及びミリ波データ伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用してデータ伝送を行うことをいう。）用

周波数	空中線電力
五七GHzを超え六六GHz	〇・〇一ワット以下

十三・十四 (略)

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第四項第二号の規定に基づき、特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を次のように定める。

特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。

一〇十一 (略)

十二 ミリ波画像伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して画像伝送を行うことをいう。）用及びミリ波データ伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用してデータ伝送を行うことをいう。）用

周波数	空中線電力
五九GHzを超え六六GHz	〇・〇一ワット以下

十三・十四 (略)